

# 他人への賠償と一人暮らしの保険 学生生活のさまざまな賠償や

## ■おすすめポイント

### 学生賠償責任保険 (一人暮らし特約なし)

19H

- 実家通学の方
- アパート、寮などにお住まい(予定)で、「お住まい」等を取り巻くリスクにそなえる一人暮らしのための保障が不要な方 ●国内・国外の保障です。

#### ポイント①

**インターンシップ中や  
アルバイト中、  
さらに海外での賠償事故も保障します**

#### ポイント②

**実験・実習中に発生した加害事故による  
賠償金や、医療実習中に発生した  
事故による院内感染の予防措置・治療の  
費用を保障します**

#### ポイント③

自転車乗車中に他人をケガさせたり  
他人の財物を壊した場合など、  
**1事故最高3億円まで  
保障します**

## ■1年間の保険料<sup>※1</sup>

**1,800円**

「一人暮らし特約なし」は、日常生活、  
正課の講義、インターンシップ中などにおける  
賠償事故を保障する保険です。

## ■支払限度額・保険金額

<b>個人賠償責任保険<sup>※2</sup></b> ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部 変更に関する特約(大学生等用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	<b>日常生活および実習中</b> (正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む)における賠償事故(国内・国外) 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 例)・他の人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中に誤って生徒にケガをさせた ・就業体験先から借りたパソコンを落として破損させた ・自転車で通行人にケガをさせたなど 臨時費用をお支払いする場合があります。詳細はp.19をご確認ください。	<b>1事故最高3億円まで</b> (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。) <b>(示談交渉サービス付/国内)</b>
<b>人格権侵害賠償責任保険<sup>※3</sup></b>	<b>正課の講義</b> (インターンシップ含む)等における賠償事故(人格権侵害) (国内・国外) 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や名誉毀(ぎ)損に対する損害賠償責任を負担した場合を保障	<b>年間最高500万円まで</b>
<b>感染事故損害防止費用保障</b>	正課の講義等における医療関連実習で発生した事故に伴う 感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障(国内・国外)	<b>年間最高500万円まで</b>
<b>傷害見舞費用保障</b> ★傷害見舞費用補償特約 ☆被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)セット 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払うことなく、保険会社の同意を得て慣習として支払った費用(弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用)を負担した場合を保障		<b>被害者1名につき最高50万円まで</b> (上記は死亡見舞費用保険金の場合であり、 費用の種類によって金額は異なります。ただし 1事故につき最高100万円までとなります。)
<b>後遺障害保障<sup>※4</sup></b> ☆死亡保険金対象外特約セット ☆天災危険補償特約セット ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障		<b>最高10万円まで</b>

※1 2025年4月2日から4月30日に中途加入する場合、保険料は変わりません。

※2 下記のような場合は保険金をお支払いできません。(詳細はp.20をご参照ください)

- 自動車、バイク(原付を含む)、キックボード(エンジン付)による第三者への賠償責任
- スポーツにおける参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合)
- 大学の管理責任下での賠償責任(法律上個人に責任がない場合)

※3 人格権侵害賠償責任保障には示談交渉サービスはありません。

※4 後遺障害の程度により、支払う保険金の額が異なります。

## 示談交渉サービス付(国内での賠償事故)

19H

19HK

### 24時間受付OK

保険金請求は、コープ共済センターへ電話またはインターネットでの  
事故受付も可能です。

示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、相手方および被保険者の同意が得られた場合、被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。

(注)「一人暮らし特約」とは、賠償事故の解決に関する特約付借家人賠償責任補償(オールリスク)特約、住宅内生活用動産補償(大学生等用)特約、借用住宅修